

(国・宮城県・仙台市の) 新型コロナウイルス感染症に関する個人等向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年7月9日現在

目次

○ 相談窓口

- 仙台市・宮城県健康電話相談窓口(コールセンター) . . . No.1
- 聴覚や言語に障害がある方の健康相談窓口 . . . No.2
- [仙台市・宮城県健康電話相談窓口(コールセンター)]
- 新型コロナウイルス感染症に関する
こころの電話相談(はあとライン) . . . No.3
- 外国人住民に対する多言語による情報発信 . . . No.4

○ 生活支援

- 特別定額給付金 . . . No.5
- 子育て世帯への臨時特別給付金 . . . No.6
- ひとり親世帯臨時特別給付金 . . . No.7
- 生活福祉資金貸付制度における
緊急小口資金等の特例貸付 . . . No.8
- 生活困窮者自立支援制度による生活・就労支援 . . . No.9
- 住宅確保給付金の支給 . . . No.10
- 生活保護 . . . No.11
- 高齢者の健康維持 . . . No.12
- 「学びの継続」のための学生支援緊急給付金 . . . No.13
- 給付奨学金及び授業料等の減免 . . . No.14
- 緊急特別無利子貸与型奨学金 . . . No.15
- 緊急採用・応急採用(第一種奨学金・第二種奨学金) . . . No.16
- 奨学金の減額返還 . . . No.17
- 奨学金の返還期限猶予 . . . No.18

○ ライフライン

- 水道料金・下水道使用料の支払い猶予 . . . No.19
- 水道料金・下水道使用料の減免 . . . No.20
- ガス料金の支払い猶予 . . . No.21

○ 税金

- 市税の納税猶予 . . . No.22
- 個人市県民税の減免 . . . No.23
- 国税の納税猶予 . . . No.24
- 県税の納税猶予 . . . No.25

○ 社会保障

- 国民年金保険料の免除・納付猶予 . . . No.26
- 国民健康保険料の減免 . . . No.27
- 後期高齢者医療保険料の減免 . . . No.28
- 介護保険料の減免 . . . No.29
- 国民健康保険傷病手当金の支給 . . . No.30
- 後期高齢者医療傷病手当金の支給 . . . No.31
- 要介護認定期間の合算 . . . No.32
- 障害支援区分認定有効期間の延長 . . . No.33

○ 家庭学習支援

- おうちでチャレンジ・ラボ,中学生向け理科学習動画 . . . No.34
- 子どもの家庭学習(食育)支援 . . . No.35

○ 子育て支援

- 妊婦の方に向けた情報提供 . . . No.36
- 不妊に悩む方への特定治療支援に係る
年齢要件の緩和及び所得要件の取扱い変更 . . . No.37

○ その他

- 認可外保育施設への助成 . . . No.38
- オンライン診療・オンライン服薬指導の経費助成 . . . No.39

新型コロナウイルス感染症に関する個人等向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年7月9日現在

分野	実施主体 国 県 市	項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
1	○ ○	仙台市・宮城県健康電話相談窓口 (コールセンター)	新型コロナウイルス感染症に関する健康相談をお受けしています。 次の症状がある方もコールセンターにご相談ください。 ・息苦しさ(呼吸困難), 強いだるさ(倦怠感), 高熱等の強い症状のいずれかがある場合 ・重症化しやすい方で, 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合 ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合 ※症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。 症状には個人差がありますので, 強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。		TEL : 022-211-3883, 2882 (24時間受付)
2	○ ○	聴覚や言語に障害がある方の健康相談窓口 〔仙台市・宮城県健康電話相談窓口 (コールセンター)〕	聴覚や言語に障害がある方からの健康相談をファクス, メールでお受けしています。		FAX : 022-211-3192 (24時間受付) メール : sodan-corona@city.sendai.jp (24時間対応ではないためお急ぎの方はファクスをご利用ください。)
3	○	新型コロナウイルス感染症に関する ところの電話相談 (はあとライン)	新型コロナウイルス感染症に関するところの相談をお受けしています。 ・匿名で相談可能です。 ・新型コロナウイルス感染症に限らず一般的な心の悩みについてのご相談もお受けしています。		TEL : 022-265-2229 (平日 10:00~12:00, 13:00~16:00)
4	○	外国人住民に対する多言語による情報発信	市ホームページ及び(公財)仙台観光国際協会国際化事業部ウェブサイトにおいて, 新型コロナウイルス感染症に関連した情報を多言語で提供しています。 仙台多文化共生センター(運営:(公財)仙台観光国際協会)において, 新型コロナウイルス感染症に関連する生活支援施策等の情報提供や専門の相談窓口の紹介, 通訳支援を行っています。	市ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症について(外国人住民の皆さまへ)」 https://www.city.sendai.jp/koryu/foreignlanguage/jp/news/coronavirus.html (公財)仙台観光国際協会国際化事業部ウェブサイト http://int.sentia-sendai.jp/j/ 仙台多文化共生センターウェブサイト http://int.sentia-sendai.jp/j/exchange/index.php	・文化観光局交流企画課 TEL : 022-214-1252 ・(公財)仙台観光国際協会国際化事業部 TEL : 022-268-6260 ・仙台多文化共生センター TEL : 022-265-2471

新型コロナウイルス感染症に関する個人等向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年7月9日現在

分野	実施主体 国 県 市	項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
5	生活支援 ○	特別定額給付金	国民生活を支援するため、令和2年4月27日に住民基本台帳に記録のある給付対象者1人につき10万円の給付金を支給します。	国のマイナポータルもしくは市から郵送される申請書により申請してください。	仙台市特別定額給付金専用ダイヤル（コールセンター） TEL：022-302-6434 （平日 8：30～19：00）
6	○	子育て世帯への臨時特別給付金	新型コロナウイルスの影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、児童手当を受給する世帯（平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子どものいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。	仙台市から児童手当の支給が行われている方（公務員以外で支給対象に該当する方）は申請不要です。令和2年5月28日に支給対象者（公務員を除く）の方にお知らせの通知をお送りしています。公務員を除く支給対象者の方には、令和2年6月15日に児童手当を受給している口座に振り込みを完了しました。	仙台市子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター TEL：022-302-3519 （平日 8：30～17：00、令和2年8月31日まで）
7	○	ひとり親世帯臨時特別給付金	<p>新型コロナウイルスの影響を受けているひとり親世帯を支援する取り組みとして、児童扶養手当を受給している方や、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変したひとり親世帯の方に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。</p> <p>※本給付金は、児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります。</p> <p>1. 基本給付 【対象者】下記①～③のいずれかに該当する方 ①令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方 ②令和2年5月31日時点でひとり親に該当し、公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当を受給していない方 ※児童扶養手当の認定の有無は問いません。 ※平成30年の収入が、児童扶養手当の支給制限限度額未満の方に限ります。 ③新型コロナウイルスの影響で家計が急変したひとり親の方 ※令和2年2月以降の収入が、児童扶養手当の支給制限限度額未満になっている方に限ります。</p> <p>【支給額】1世帯に5万円（児童が2人以上の場合、2人目以降1人につき3万円加算）</p> <p>2. 追加給付 上記1の①または②に該当する方が、新型コロナウイルスの影響で収入減少している場合に、申請により1世帯5万円の追加給付を行います。</p>	令和2年6月分の児童扶養手当を受給した方には、申請不要で、基本給付分を振り込みます。その他の方や、追加給付分については、申請が必要です。申請書の様式等については、市ホームページに掲載予定です。申請書の提出先は、お住まいの区役所・総合支所の児童扶養手当担当課です。	<p>仙台市ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター TEL：022-200-2726 （全日 8：30～18：00）</p> <p>聴覚に障害をお持ちの方やコールセンターへのお問い合わせが難しい方は、下記の厚生労働省ホームページをご確認のうえ、ファクスでお問い合わせください。</p> <p>「聴覚に障害をお持ちの方等への給付金に関するFAXによるお問い合わせへの対応について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12224.html FAX：03-6740-2297</p>

新型コロナウイルス感染症に関する個人等向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年7月9日現在

分野	実施主体 国 県 市	項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
8	○ ○	生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付	新型コロナウイルスの影響を踏まえ、休業や失業等により生計を維持するために一時的に生活福祉資金の貸付が必要となる世帯の方々に対し、緊急小口資金等の特例貸付を行います。	詳しくは仙台市社会福祉協議会へお問い合わせください。 参考：市ホームページ https://www.city.sendai.jp/chiiikifukushi/seikatuhukusisikintokurei/tokurei.html	仙台市社会福祉協議会 070-1398-1681／070-3105-3485 080-9190-5476／090-6088-4507 080-9190-2546／080-7998-2206 080-4478-5025／090-6071-5795 (平日 9：00～16：00)
9	○	生活困窮者自立支援制度による生活・就労支援	生活に困窮している方の相談にワンストップで対応する「仙台市生活自立・仕事相談センター『わんすてっぷ』」を開設しています。生活面の相談や仕事探しなど、一人ひとりに合った支援プランを考え、問題の早期解決を目指します。どこに相談したらよいかわからない場合など、生活に困ったときは、まずご相談ください。	事前予約の上で面談。 詳しくは仙台市生活自立・仕事相談センターへお問い合わせください。	仙台市生活自立・仕事相談センター TEL：022-395-8865 (土日祝日・年末年始を除く 9：00～16：00)
10	○	住居確保給付金の支給	離職・廃業またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方または喪失するおそれのある方を対象として住居確保給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保の支援を行います。	詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所の生活保護担当課へお問い合わせください。	各区役所保護課・宮城総合支所管理課 (最終ページ下部の連絡先参照)
11	○	生活保護	家計を支えていた人が亡くなったり、何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合に、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障しながら、一日でも早くご自身で生活を支えられるように支援します。	詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所の生活保護担当課へお問い合わせください。	各区役所保護課・宮城総合支所管理課 (最終ページ下部の連絡先参照)
12	○	高齢者の健康維持	市ホームページに、外出自粛による生活不活発を予防するための健康維持の工夫や体操のリーフレット・動画を掲載しています。	詳しくは担当課へお問い合わせください。	健康福祉局地域包括ケア推進課 TEL：022-214-8317
13	○	「学びの継続」のための学生支援緊急給付金	世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、現金を支給します。国内の大学等に在学しており、一定の要件に該当する方が対象で、給付額は住民税非課税世帯の学生等は20万円、それ以外の世帯の学生等は10万円です。	必要書類を在学している学校に提出してください。(審査の後、支給要件に該当する方へ日本学生支援機構から給付金が支給されます。)詳しくは、在学している学校へお問い合わせください。	文部科学省においても、お問い合わせを受け付けています。 【大学・短期大学・高等専門学校・日本語教育機関の学生の方】 メールにてお問い合わせください。 メール：kyuhugata-shien@mext.go.jp 【専門学校生の方】 電話にてお問い合わせください。 TEL：03-5253-4111 (代表) ※お問い合わせの際は、交換手に、「専門学校生への緊急給付金についての問合せ」とご説明ください。 参考：文部科学省ホームページ 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』～ 学びの継続給付金～ https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutank eigen/mext_00686.html

新型コロナウイルス感染症に関する個人等向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年7月9日現在

分野	実施主体 国 県 市	項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
14	○	給付奨学金及び授業料等の減免	<p>新型コロナウイルスの影響により家計が急変し、緊急に支援の必要がある場合には、要件を満たすことが確認できれば、奨学金の給付や、授業料等の減免が受けられます。</p> <p>※すでに大学等に在学している方が対象です。</p> <p>※2019年度に申し込みをして対象外となった方も支援対象になる可能性があります。</p>	<p>家計が急変した場合、その事由が発生したときから3か月以内のなるべく早い時期に、在学している学校に事前相談を行ってください。</p> <p>事前相談において、申込資格や必要な書類、今後の手続きについて確認してください。その後の申込手続きは、必要書類を在学学校に提出した後、インターネットを通じて行います。</p> <p>※ただし、学校は給付奨学金の対象校として国または自治体の確認を受けた大学等であることが必要です。</p> <p>※授業料等の減免は、給付奨学金を申し込んだ後、別途在学学校での申請が必要です。</p> <p>詳しくは、在学している学校へお問い合わせください。</p>	<p>日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 (平日 9：00～20：00)</p> <p>参考：日本学生支援機構ホームページ 「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/ka-kei_kyuhen/coronavirus.html</p>
15	○	緊急特別無利子貸与型奨学金	<p>新型コロナウイルスの影響により、世帯収入やアルバイト収入等が大幅に減少し、学生生活への経済的影響が生じていることを踏まえ、一定の要件に該当する方を対象に、令和3年3月までの間実質無利子で貸与を受けられます。</p>	<p>詳しくは、在学している学校へお問い合わせください。</p>	<p>日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 (平日 9：00～20：00)</p> <p>参考： 日本学生支援機構ホームページ 「緊急特別無利子貸与型奨学金」について https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikom-i/kinkyumurishi/index.html</p> <p>文部科学省ホームページ 「新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生のみなさんへ」 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041_00003.htm</p>

新型コロナウイルス感染症に関する個人等向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年7月9日現在

分野	実施主体 国 県 市	項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
16	生活支援	緊急採用・応急採用（第一種奨学金・第二種奨学金）	現在の厳しい経済状況等を考慮し、失職、破産、事故、病気、死亡等もしくは火災、風水害等の災害等または学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、一定の要件のもと貸与を受けられます。 ※「短期大学・大学・大学院・専修学校（専門課程）・高等専門学校」に在学中の方が対象です。予約採用は本制度の対象外となりますので、現在高等学校に在学中の方は、緊急採用・応急採用に申し込むことはできません。	詳しくは、在学している学校へお問い合わせください。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 （平日 9：00～20：00） 参考：日本学生支援機構ホームページ 「緊急採用・応急採用」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html
17		奨学金の減額返還	災害、傷病、その他経済的理由により奨学金の返還が困難な方で、一定の要件に該当し、当初約束した分割納付の額を減額すれば返還可能である方を対象に、申請により毎月の返還額が減額されます。 1回の願出につき適用期間は12か月で、最長15年（180か月）まで延長可能です。	日本学生支援機構への申請が必要です。 詳しくは、日本学生支援機構へお問い合わせください。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 （平日 9：00～20：00） 参考：日本学生支援機構ホームページ 「減額返還」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/index.html
18		奨学金の返還期限猶予	災害、傷病、経済困難、失業などの返還困難な事情が生じた場合は、返還期限の猶予を受けることができます。 審査により承認された期間については返還の必要がありません。適用期間後に返還が再開され、それに応じて返還終了年月も延期されます。	日本学生支援機構への申請が必要です。 詳しくは、日本学生支援機構へお問い合わせください。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL：0570-666-301 （平日 9：00～20：00） 参考：日本学生支援機構ホームページ 「返還期限猶予」 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/index.html
19	ライフライン	水道料金・下水道使用料の支払い猶予	新型コロナウイルスの影響を受け、収入が大幅に減少した等の事情により、水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な方の支払い猶予など、納入に関するご相談に応じています。	詳しくは担当部署へお問い合わせください。	・青葉区・泉区でご利用の方 水道局北料金センター TEL：022-371-8830 ・宮城野区・若林区・太白区でご利用の方 水道局南料金センター TEL：022-304-0023
20		水道料金・下水道使用料の減免	本市と契約があるお客さまを対象に、令和2年7月・8月検針分の水道の基本料金と下水道の基本使用料を免除します。 ※地域下水道、農業集落排水処理施設、公設浄化槽を使用されている方も対象となります。	今回の減免については、お客さまからの申請は不要です。（請求時に減額を差し引いて請求します。）	・水道：水道局営業課営業企画係 TEL：022-304-0017 FAX：022-249-2123 ・下水道：建設局業務課業務係 TEL：022-214-8337 FAX：022-268-4318

新型コロナウイルス感染症に関する個人等向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年7月9日現在

分野	実施主体 国 県 市	項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
21	ライフライン	ガス料金の支払い猶予	新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度の適用を受け、一時的にガス料金の支払いが困難となっている方を対象に、お客さまからの申し出により、令和2年2月（支払期限日が3月25日以降のもの）、3月、4月、5月、6月、7月検針分のガス料金の支払期限をそれぞれ1か月間延長する特別措置を講じます。	詳しくは担当部署へお問い合わせください。	ガス局お客さまセンター TEL：0800-800-8977 （月曜日～土曜日 8：30～17：00）
22	税金	市税の納税猶予	新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方で、一時に納付し、または納入を行うことが困難な方は、1年間、市税の納税の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、猶予期間中は延滞金もかかりません。猶予期間内における途中での納付や、分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。	市の担当部署に申請。詳しくは担当部署へお問い合わせください。	○財政局北徴収課 ・青葉区にお住まいの方 TEL：022-214-8152 ・泉区にお住まいの方 TEL：022-214-5027 ○財政局南徴収課 ・宮城野区、若林区にお住まいの方 TEL：022-214-8153 ・太白区にお住まいの方 TEL：022-214-8154 ・仙台市外にお住まいの方 TEL：022-214-8661
23		個人市県民税の減免	新型コロナウイルスの影響等により所得が激減した方で、以下の要件をいずれも満たす方は、令和2年度の個人市県民税の減免を受けられる場合があります。 ・令和2年度個人市県民税における合計所得金額が600万円以下であること ・令和2年1～12月の所得の見積額が平成31年1月～令和元年12月の所得の70%以下であること ・生活が著しく困難であること	市の担当部署に申請。詳しくは担当部署へお問い合わせください。	○財政局市民税課 ・青葉区・泉区にお住まいの方 TEL：022-214-8637 ・宮城野区・若林区・太白区にお住まいの方 TEL：022-214-8638
24		国税の納税猶予	新型コロナウイルスの影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税の猶予を受けることができます。	詳しくは、居住地を管轄する税務署（徴収担当）へお問い合わせください。	・青葉区の一部、宮城野区の一部、泉区にお住まいの方 仙台北税務署 TEL：022-222-8121 ・青葉区の一部、宮城野区の一部、若林区にお住まいの方 仙台中税務署 TEL：022-783-7831 ・太白区にお住まいの方 仙台南税務署 TEL：022-306-8001 ※北税務署と中税務署の管轄区域については、下記URLよりご確認ください。 https://www.nta.go.jp/about/organization/sendai/location/besshi/sendai.htm#aoba2

新型コロナウイルス感染症に関する個人等向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年7月9日現在

分野	実施主体 国 県 市	項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先	
25	税金	○	県税の納税猶予	イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因し、収入が大幅に減少した場合に、県税の徴収が猶予される場合があります。 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、最大1年間、県税の徴収の猶予を受けることができます。	詳しくは、居住地を管轄する県税事務所へお問い合わせください。 ・青葉区、宮城野区の一部及び若林区にお住まいの方 仙台中央県税事務所 TEL：022-715-0624 ・青葉区、宮城野区の一部（仙台中央県税事務所の管轄区域を除く）及び泉区にお住まいの方 仙台北県税事務所 TEL：022-275-9120 ・太白区にお住まいの方 仙台南県税事務所 TEL：022-248-2963 ※中央県税事務所、北県税事務所の管轄区域については下記URLよりご確認ください。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/snd-tkenzei/kankatu.html	
26	社会保障	○	国民年金保険料の免除・納付猶予	収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが困難な場合に、保険料の免除、納付猶予を受けることができます。	ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。 個人のお客様の相談は、全国どこの年金事務所でも受け付けています。 ・ねんきん加入者ダイヤル TEL：0570-003-004 (平日 8：30～19：00、第2土曜日 9：30～16：00) ・仙台北年金事務所 TEL：022-224-0891 ・仙台東年金事務所 TEL：022-257-6111 ・仙台南年金事務所 TEL：022-246-5111 平日 8：30～17：15（時間延長、週末相談あり） 時間延長：週初の開所日 17：15～19：00 週末相談：第2土曜日 9：30～16：00	
27		○	国民健康保険料の減免	世帯の主たる生計維持者が死亡もしくは重篤な傷病を負った場合、または世帯の主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入もしくは山林収入の減少（令和元年中に比べて3割以上の減少）が見込まれる場合において、令和2年2月から令和3年3月までに納期限が到来する保険料が減免になります。	6月にお送りした保険料決定通知書に同封した申請書、または市ホームページから申請書を印刷、記入のうえ、添付書類と一緒にお住いの区の区役所・総合支所へ郵送してください。	各区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課・秋保総合支所保健福祉課 (最終ページ下部の連絡先参照)

新型コロナウイルス感染症に関する個人等向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年7月9日現在

分野	実施主体 国 県 市	項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
28	社会保障	後期高齢者医療保険料の減免	世帯の主たる生計維持者が死亡もしくは重篤な傷病を負った場合、または世帯の主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入もしくは山林収入の減少（令和元年中に比べて3割以上の減少）が見込まれる場合において、令和2年2月から令和3年3月までに納期限が到来する保険料が減免になります。	市ホームページから申請書を印刷、記入のうえ、添付書類と一緒に住いの区の区役所・総合支所へ郵送してください。	各区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）
29		介護保険料の減免	世帯の主たる生計維持者が死亡もしくは重篤な傷病を負った場合、または世帯の主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入もしくは山林収入の減少（令和元年中に比べて3割以上の減少）が見込まれる場合において、令和2年2月から令和3年3月までに納期限が到来する保険料が減免になります。	お住まいの区の区役所・総合支所の介護保険担当課へお問い合わせください。	各区役所介護保険課・宮城総合支所障害高齢課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）
30		国民健康保険傷病手当金の支給	国民健康保険の被保険者のうち、被用者（雇用されている方。賃金を受け取って労働に従事する方。）で、新型コロナウイルスに感染（発熱等の症状があり感染が疑われる方を含む）し、療養のため一定期間仕事をお休みしたことにより給与等が支払われなかった方等を対象として、傷病手当金を支給します。	市ホームページから申請書を印刷、記入のうえ、添付書類と一緒に住いの区の区役所・総合支所へ郵送してください。	各区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）
31		後期高齢者医療傷病手当金の支給	後期高齢者医療の被保険者のうち、被用者（雇用されている方。賃金を受け取って労働に従事する方。）で、新型コロナウイルスに感染（発熱等の症状があり感染が疑われる方を含む）し、療養のため一定期間仕事をお休みしたことにより給与等が支払われなかった方等を対象として、傷病手当金を支給します。	市ホームページから申請書を印刷、記入のうえ、添付書類と一緒に住いの区の区役所・総合支所へ郵送してください。	各区役所保険年金課・宮城総合支所保険年金課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）
32		要介護認定期間の合算	一定の要件に当てはまる方を対象に要介護（要支援）認定の有効期間を6か月合算します。	お住まいの区の区役所・総合支所の介護保険担当課へお問い合わせください。	各区役所介護保険課・宮城総合支所障害高齢課・秋保総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）
33		障害支援区分認定有効期間の延長	一定の要件に当てはまる方を対象に障害支援区分認定の有効期間を6か月延長します。	お住まいの区の区役所・総合支所の障害高齢担当課へお問い合わせください。	各区役所障害高齢課・宮城総合支所保健福祉課 （最終ページ下部の連絡先参照）
34	家庭学習支援	おうちでチャレンジ・ラボ 中学生向け理科学習動画	ご家庭でも簡単にできる実験・科学工作の紹介動画、中学生向け家庭学習支援動画をYouTubeで公開しています。	仙台市科学館ホームページよりご覧いただけます。 https://www.kagakukan.sendai-c.ed.jp/	仙台市科学館 TEL：022-276-2201

新型コロナウイルス感染症に関する個人等向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年7月9日現在

分野	実施主体 国 県 市	項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先	
35	家庭学習支援	○	子どもの家庭学習（食育）支援	家庭での学習支援、食育の一環として、お子様ひとりでも安全・簡単に調理ができる「子どもが作るレシピ」をガス局ホームページで公開しています。	ガス局ホームページよりご覧いただけます。 https://www.gas.city.sendai.jp/family/recipe/catal/index.php	ガス局お客さまセンター TEL：0800-800-8977 (月曜日～土曜日 8：30～17：00)
36	子育て支援	○	妊婦の方に向けた情報提供	新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱えている妊娠中の方などに向けた情報を集約し、市ホームページに掲載しています。	市ホームページ https://www.city.sendai.jp/kodomo-hoken/202004_ninpu_coro_nataisaku.html 詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所へお問い合わせください。	各区役所家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課・秋保総合支所保健福祉課 (最終ページ下部の連絡先参照)
37		○	不妊に悩む方への特定治療支援に係る年齢要件の緩和及び所得要件の取扱い変更	次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の特定の不妊治療に要する費用の一部助成について、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、要件を緩和します。 1. 令和2年度に新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期した場合の時限的な年齢要件の緩和 ①対象者：治療期間初日の妻の年齢を「43歳未満」から「44歳未満」へ引き上げます。 ②通算助成回数：初回助成時の治療期間初日の妻の年齢を「40歳未満」から「41歳未満」へ引き上げます。 (※通算6回まで助成可) 2. 新型コロナウイルスの影響に伴う所得要件の取扱い変更 ①夫婦の令和2年の所得の合計額が730万円未満となる見込みの場合は、前年・前々年の夫婦の所得の合計額に関わらず、助成対象となります ②新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期し、申請が6月以降となった場合、夫婦の前々年の所得の合計額が730万円未満であれば、前々年の所得をもって助成対象となります。	詳しくはお住まいの区の区役所・総合支所へお問い合わせください。	各区役所家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課・秋保総合支所保健福祉課 (最終ページ下部の連絡先参照)
38	その他	○	認可外保育施設への助成	認可外保育施設において、新型コロナウイルスの影響により臨時休園や保護者への登園自粛要請を行った場合について、利用者の経済的負担軽減の観点から、登園をしなかった分の保育料を減額した施設に対して、その費用を助成します。	詳しくは市の担当部署へお問い合わせください。	子供未来局運営支援課 TEL：022-214-8977

新型コロナウイルス感染症に関する個人等向け支援メニュー

仙台市総務局新型コロナウイルス感染症対策調整担当作成 令和2年7月9日現在

分野	実施主体 国 県 市	項目	制度概要	利用方法等	問い合わせ先
39 その他	○	オンライン診療・オンライン服薬指導の経費助成	医療機関及び薬局内における感染拡大を防止するため、オンライン診療及びオンライン服薬指導に関する時限的・特例的な取り扱いが継続している間に限り、自宅に居ながらにして受診から薬剤の受け取りまでを行うことができるオンライン診療及びオンライン服薬指導の導入にかかる経費等を助成します。感染拡大防止に対応する医療機関等の負担軽減を図り、医療機関等の診療・服薬指導のオンライン化を支援します。	市ホームページの「仙台市オンライン診療等環境整備支援補助金交付要綱」から申請様式をダウンロードし、まちづくり政策局プロジェクト推進課へ提出してください。	まちづくり政策局プロジェクト推進課 TEL：022-214-1254 FAX：022-214-8037 メール：online-shinryou@city.sendai.jp

※各区役所・総合支所代表電話番号一覧

区役所・総合支所にお問い合わせの場合は、下記までご連絡ください。

青葉区役所	022-225-7211 (代表)	太白区役所	022-247-1111 (代表)
宮城総合支所	022-392-2111 (代表)	秋保総合支所	022-399-2111 (代表)
宮城野区役所	022-291-2111 (代表)	泉区役所	022-372-3111 (代表)
若林区役所	022-282-1111 (代表)		